

情報公開法に関する意見

行政の保有する情報の公開に関する法律等の通称「情報公開法」について、施行から3年が経過しようとしています。

そうした制度の中、様々な情報公開法における行政文書の公開請求、開示等が実施されてきたわけですが、これまでの情報公開審査会の答申事例などを見て、あらためて以下の点が問題点、検討事項として気になりはじめてきたところです。

先に述べると、「国民として知るべき、行政、国家機関業務、予算の利活用、統計、政策・施策、制度・運用等に関する情報」と「個人が知りたい情報」とは違うということを行政として、判別して情報公開の扱いを検討していただきたい。

この似て非なる扱いについて、現行の情報公開法第5条では、個人情報や企業等の利益に関する情報は、開示しないと整理されているところであり、誰でも国民として扱われていますが、情報公開請求事例を見ると、官署行政文書として本来想定されるべき、起案・決裁処理を施された文書以外に、統計データとして扱われる書類や各種法律規則や行政手続法に基づかない企業や個人事業者などの提出書類も、国家機関が保有するという定義だけで、行政文書として統括され、開示を受けるといった事例が見られることから、やはり国民と個人は違うことを認識して更なる扱いの検討を要します。

まず「国民として知るべき情報」とは、国民のすべてが共有する公の情報であり、それが国家機関・行政として公にする必要のある情報と考えるべきです。一方、「個人が知りたい情報」とは、知りえた情報により、何らかの利益若しくは利益を生む活動ができることを意味します。

例えば、統計データなどは、国民のすべてが共有できる情報として、特に特定の個人が利益を得ることのできにくい情報ではありますが、その統計の元となる報告書類は、個々の企業情報であり、企業は国の活動の指標状況を示すために報告書類として提出している認識のものです。情報公開法により、一般には公にしていない情報も「公とすべき情報」として判断をされたとき、開示となる事例があります。

そう、ここで一般には公とされていない情報を入手することにより、入手した個人が利益を得る状況が生じるおそれがあるわけです。そうして入手した情報が出版物や他の情報提供手段により、国民の情報が営利情報として扱われることに情報公開法の精神に反するという危惧を感じるどころです。

もう一例として付け加えるならば、法務局等で監理されている企業の定款や貸借対照表など、正規の行政窓口を通じると、1000円とか経費がかかるころ、報告書類として所持している官署があれば、情報公開法の手数料300円という手段で、安く入手することも可能という事実があるところ。です。

本来、そうした情報を公開する手続・法律があるにも拘らず、情報公開法により特定の個人が恩恵を受けるといった状況が生ずるといった矛盾があるのです。ただ単に、手数料や用紙のコピー料金として見ればよいと感じられるかもしれませんが、そのことにより生ずる職員の費用、特に30日以内に速やかに処理するといったことにより、生ずるおそれのある超過勤務費といった予算の無駄遣いが見え隠れしているといったことも認識する必要があると考えられます。

ゆえに「知る権利」と簡単に整理せず、あらためて国民が共有すべき情報という観点で、情報公開法で扱う情報見直してもらいたいと要望します。

これまでの事例でないようですが、例えば「特定個人の氏名や企業名をすべて伏せて（マーカーをかけ）、その他の部分を開示した統計報告書類を情報公開請求する」といった方法も検討でき、さらに特定の業種を絞った統計報告書類の請求も考えられます。

そうした場合、現在の第5条の定義に、特定の個人の情報及び記載されているデータのみから、特定の法人と解することができないとの扱いにより、法人等の利益に処さない情報ということで、開示されることとなると考えられるが、そのままではどこの法人

の情報か判別できなくとも、他の条件で比較できる企業情報を照らし合わせることであり、解析できるおそれもある。それでは、不開示とした意味が失せることであり、そうした解析できる情報があるかないかも、情報開示を行う官署がその存在を知らなければ、開示（又は不開示）となるという問題があります。

次に、処理をする職員の業務のあり方という視点で、その情報公開処理を所管部署で処理させることが、効率的なのかということも、再検討する必要があると考えられます。制度運用になってから、度々報じられている公開までの処理が遅いといった部分です。

確かに所管する部署で処理することが、一見速そうに見えますが、その情報はその部署として、公開してもいい情報かという判断が生じます。良い意味で、公務員は国民の奉仕者として、公平に判断し、処理されると考えられるところですが、公務員も当該業務に従事するものとして、まずその部署において、公開することが妥当かということが、第一の判断基準となるのが常と考えられます。さらに、その部署及びその担当者において、通年で実施している本来業務があるわけであり、情報公開処理は突然生じた付帯業務なわけです。そうしたことから、情報公開のために要求される公平な公とされるべき処理か、本来業務を遅らせても率先して処理すべきかといった点で、業務処理的にゆがみが生じる要素があり、先にも触れた超過勤務といった費用加算が生じるといったマイナス面があるところです。

こうした部分も踏まえて、情報公開処理を制度に基づき、どうやって速やかに処理できるか、業務面からも再度検討する必要があると考えられます。

余談的だが、遅くなった理由を調べるために、その請求先の担当部署の出勤簿や超過勤務命令簿（？）を情報公開請求するといった手段もある。

さらに、行政文書の整理の仕方も要検討事項であると考えられる。総合文書管理システム等といったシステムにより、その年々の起案・決裁等を受けた行政文書が閲覧できるものだが、大まかな整理によって、必要とする文書の検索・特定が難しくなっているといった点がある。

さらに要求を言えば、予算経費により、作成された各種調査書や報告書も管理システムに登録を要望するし、こうした書類は国民の財産となりえるものであることから、10年以上の保存を望む。意外と国会図書館等に収められていない、調査報告書等が多いように思います。

最後に法律や制度によって、本来どのような情報が一般に公開されているのかも、省庁の枠を超えて、検索できるシステムやマニュアルを設置してもらいたいです。

以上